（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第九条　国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「介護予防通所介護若しくは」を削り、同項第二号中「又は介護予防通所介護」を削り、「対する介護予防」の下に「又は介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業であつて老人福祉法第二十条の二の二に規定する厚生労働省令で定めるものによる支援に相当する支援に係る介護扶助に係る者に対する介護予防・日常生活支援」を加える。

（診療放射線技師法施行令の一部改正）

第十条　診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一号」に改める。

（社会福祉法施行令及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

一　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第十三条第二号

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第一条第二号

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十二条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四の二第一項第六号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

第二十九条の十一の表第百四十一条第一項の項中「第十三条第一項」を「住所地特例適用被保険者」に改め、「第百十六条の二第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

（戦傷病者特別援護法施行令及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

一　戦傷病者特別援護法施行令（昭和三十八年政令第三百五十八号）第八条の二第二号

二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成十六年政令第三百十号）第一条第二号

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第八条の二第三項」を「第八条の二第二項」に改める。

（歯科衛生士法施行令の一部改正）

第十五条　歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

附則第三項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「附則第三項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

附則第七項中「附則第六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第十四条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十条

二　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第四条

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十八条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百十六号の次に次の一号を加える。

三百十六の二　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十九条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第百十五条の四十五第一項各号」を「第百十五条の四十五第一項第一号ニ若しくは第二号、第二項第一号から第三号まで」に改め、「掲げる事業」の下に「（同条第一項第一号ニに掲げる事業にあっては、同法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者に係るものを除く。）」を加える。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第二十条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表以外の部分中「給付」の下に「又は事業」を加え、同表に次のように加える。

介護保険法の規定による地域支援事業（第一号事業に限る。）	利用することができる事業

第三十六条第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第四十三条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第四十三条の五第一項第三号中「第五十条又は第六十条」を「第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項」に、「あっては、」を「あっては」に改め、「得た割合」の下に「、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「に介護合算按分率」を「に介護合算按分率」に、「被保険者介護合算按分率」を「被保険者介護合算按分率」に改め、同項第四号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の二の二第一項」に改め、同項第五号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の二の二第二項」に、「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二の二第二項」に改める。

第二十一条の表第百四十一条第一項の項中「第十三条第一項」を「住所地特例適用被保険者」に改め、「第五十五条第一項」の下に「又は第二項の規定の適用を受ける被保険者」を加える。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第八条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号中「指定居宅サービス事業者（訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）、指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護に係る指定を受けている者に限る。）」を「同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者」に改める。